南風原町都市計画図

縮尺：1/10,000

作成日　令和四年十二月

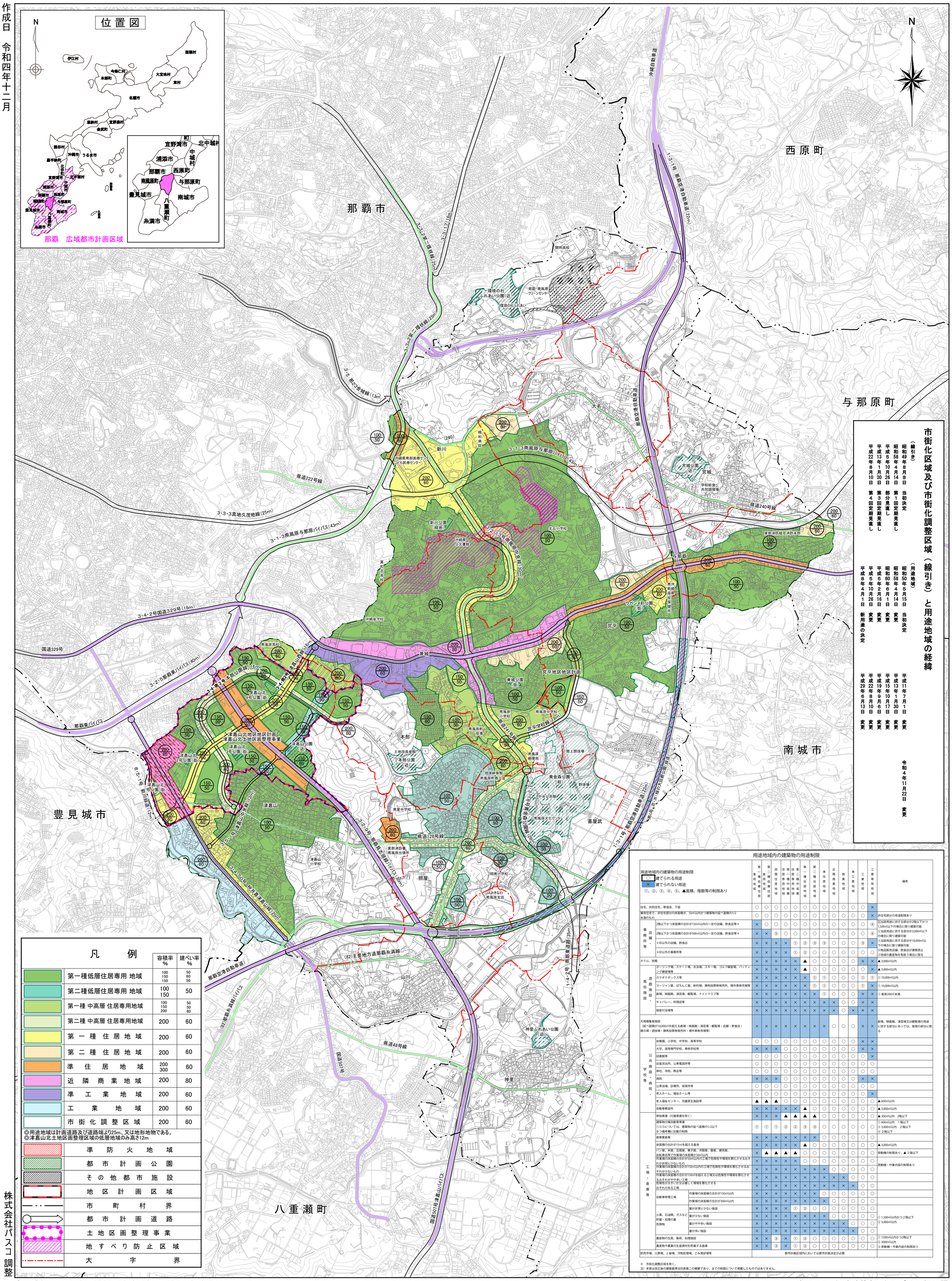

市街化区域及び市街化調整区域（線引き）と用途地域の経緯

（線引き）

昭和49年8月8日	当初決定
昭和58年4月14日	第1回定期見直し
平成5年10月26日	部分見直し
平成13年1月30日	第3回定期見直し
平成22年8月10日	第4回定期見直し

（用途地域）

昭和50年5月15日	当初決定
昭和58年4月14日	変更
昭和60年6月1日	変更
平成5年2月16日	変更
平成5年10月26日	変更
平成8年4月1日	新用途の決定
平成11年7月1日	変更
平成13年1月30日	変更
平成15年10月17日	変更
平成19年9月6日	変更
平成22年8月10日	変更
平成29年6月13日	変更
令和4年11月22日	変更

用途地域内の建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限
○ 建てられる用途
× 建てられない用途
①、②、③、④、⑤、▲面積、階数等の制限あり

		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以内かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
店舗・事務所等	2階以下かつ床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等＊	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	④当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能
	2階以下かつ床面積の合計が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等＊	×	×	⑤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	②当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能
	＊印以外の店舗、飲食店	×	×	×	×	①	②	③	③	○	○	○	③	×	③当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能
	＊印以外の事務所等	×	×	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	④物品販売店舗、飲食店が建築禁止 ⑤地域の農産物を取扱う場合に限る
ホテル、旅館		×	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	×	▲3,000㎡以内
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	×	▲3,000㎡以内
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	×	①	①	○	○	○	①	①	①10,000㎡以内
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	×	×	×	×	×	×	①	①	○	○	○	①	×	①10,000㎡以内
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	×	①	○	○	○	×	×	①客席200㎡未満
	キャバレー、料理店等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	
	個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	
大規模集客施設（延べ面積が10,000㎡を超える劇場・映画館・演芸場・観覧場・店舗・飲食店・展示場・遊技場・勝馬投票券発売所・場外車券売場等）		×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る
公共施設・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、公衆電話所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以内
	自動車教習所	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以内
工場・倉庫等	単独車庫（付属車庫を除く）	×	×	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以内　2階以下
	建築物付属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以内　1階以下 ② 3,000㎡以内　2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	床面積の合計が15㎡を超える畜舎	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以内
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以内	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲２階以下
	作業場の床面積の合計が50㎡以内の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
	作業場の床面積の合計が150㎡以内の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	自動車修理工場　作業場の床面積の合計が150㎡以内	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	自動車修理工場　作業場の床面積の合計が300㎡以内	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなど貯蔵・処理の量危険物　量が非常に少ない施設	×	×	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなど貯蔵・処理の量危険物　量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以内かつ２階以下 ② 3,000㎡以内
	火薬、石油類、ガスなど貯蔵・処理の量危険物　量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなど貯蔵・処理の量危険物　量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	農産物の生産、集荷、処理施設	×	×	③	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	① 1500㎡以内かつ2階以下 ② 3000㎡以内
	農産物や農業の生産資材を貯蔵する倉庫	×	×	③	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	③ 原動機・作業内容の制限あり
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

※　市街化調整区域を除く。
注）本表は改正後の建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。

株式会社パスコ 調整

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。（助言番号）令４沖公第３号」
表示された内容は正式に測量されたものではないので、権利の確認などには使用できません。
許可なく複製を禁止します。

南風原町 経済建築部 まちづくり振興課